

令和元年度

第4回 阿波市教育委員会定例会会議録

阿波市教育委員会

令和元年度第4回 阿波市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和元年7月30日(火)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時55分

2 場 所 阿波市役所 本庁 3階 306会議室

3 出席委員

教 育 長	坂 東 英 司
委 員	重 清 由 充
委 員	大 戸 井 美 生
委 員	庄 野 憲 二
委 員	西 淵 利 江

4 会議出席者

教 育 部 長	矢 田 正 和
教 育 次 長	森 北 博 文
教育次長兼教育総務課長	高 田 敬 二
学 校 教 育 課 長	伊 坂 典 恭
社 会 教 育 課 長	伊 坂 好 史
学校給食センター所長	川 人 啓 二
(書記) 教育総務課課長補佐	滑 田 三 美

5 付議事項

- (1) 前回会議録の承認について
- (2) 教育長の報告について
- (3) 準要保護の認定について
- (4) 令和2年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について
- (5) その他

会議の概要は、次のとおり。

【坂東教育長】定例会を開会する旨を告げる。

(1) 前回会議録の承認について

【坂東教育長】送付いただいております会議録について何かございますか。

〈質 疑〉

なし

【坂東教育長】「前回会議録について」を承認する旨を告げる。

(2) 教育長の報告について

【坂東教育長】6月26日から7月30日までの、主だった教育委員会行事について報告。

〈質 疑〉

なし

【坂東教育長】「教育長の報告について」を了承する旨を告げる。

(3) 準要保護の認定について

【坂東教育長】事務局に説明を求める。

【伊坂学校教育課長】準要保護の認定について説明。

〈質 疑〉

なし

【坂東教育長】「準要保護の認定について」を了承する旨を告げる。

(4) 令和2年度使用小学校教科用図書採択について

【坂東教育長】令和2年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき本会議を非公開とすることを発議いたします。いかがでしょうか。

【各委員】異議なし。

(阿波市教育委員会会議規則第17条により秘密会)

【坂東教育長】事務局に説明を求める。

【伊坂学校教育課長】令和2年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について説明

〈質 疑〉

【庄野委員】参考までですが、前回と変わった出版会社はありますか。

【森北教育次長】小学校は保健体育だけが変わりました。小学校の英語は初めての採択になります。中学校は変更ありません。

【庄野委員】それともう一点、中学校は道徳の教科書はないのですか。

【森北教育次長】道徳は去年採択しました。

【坂東教育長】それでは、選定の案が一覧表に出ておりますが、このとおりでご承認をいただけますでしょうか。

【各委員】はい。

(秘密会を解く)

【坂東教育長】「令和2年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について」を承認する旨を告げる。

(5) その他

【坂東教育長】委員、事務局に何かあるか尋ねる。

【伊坂学校教育課長】令和元年度奨学金・通学路について説明。

【坂東教育長】何か質問はありませんか。

〈質 疑〉

なし

【坂東教育長】委員、事務局に何かあるか尋ねる。

【大戸井委員】小学校の夏休み中のプールですが、保護者の当番は、各学校で決めるのですか。

【森北教育次長】学校ごとに違いはあります。

【大戸井委員】ある保護者から、監視人として保護者に来てもらうが、数が足りなかったら、プールをオープンしないこともあると聞いたのですが、それはいかがですか。藍住町などは、保護者に頼らず先生が全部していると聞いたのですが。例えば、阿波市では学校ごとに方針がいろいろ違って、保護者の協力を得られない場合は、プールがオープンされないということが、事実上あるのですか。

【森北教育次長】市内では聞いたことはありませんが、本当に監視員が足りない時は使

用できませんよね。

【大戸井委員】それは、保護者が責任を負わないといけない、保護者が来ないといけないということになるのでは。

【森北教育次長】保護者の協力があっての、プール開きになっていると思います。

【西渕委員】阿波市内の小学校からお聞きしたのですが、各小学校によって違うようで、ある学校では校長先生とPTAが話し合われて、先生だけで行われている小学校も実際あるそうです。先生だけであれば確実に開催はできますが、保護者の人数を含めて安全確保できる状態であれば、保護者が参加できない場合は、監視人数が足りないこととなり子どもの安全が守れないという状況で開催できないということもあるらしく、先生だけで人数を確保するという形を選択しているとのことでした。

【大戸井委員】児童の安全という観点から、保護者に来ていただくということを考えると、その来ていただいた保護者に児童の安全をゆだねるということですか。

【森北教育次長】もちろん先生も付くと思います。

【大戸井委員】付くけど、何かあった時に保護者に責任があるということですか。今言っていたように、実際にほかの学校では、保護者の来る、来ないがあるため、先生だけで出てくる学校もあるということで、お聞きしますので。夏休みのプールは授業とかも関係なしに。その学校でしているのは任意ですか。

【森北教育次長】任意です。日数の決まりもありません。

【大戸井委員】するしないも、その学校ごとの問題ですね。

【森北教育次長】しないとなると、してほしいという意見も出てくると思います。

【大戸井委員】ただ今言っているように、子ども達からすると、保護者の都合で開かれなかったということがあれば残念だし、一方で今のような話で、監視をすることが児童の健康や生命に関わるということを、任意で来てくださる保護者に責任がかかることはいかかなものかなという気もしますし。保護者に来ていただくのも、働き方改革とか、生産人口の減少で、男女ともに共働きが増えて、例えば立哨も含めてプール当番とかも、仕事を持っている保護者の方に非常に負担になっているということをお聞きしますので、そういうことも含めて、質問させていただきました。

【森北教育次長】PTAで話し合われて学校と話し合っただけという形で考えていただくということも、一つの方法になろうかと思います。

【大戸井委員】来年は、今年の動きを見てどうするか判断をするということですか。

【森北教育次長】日数を減らすか、時間を減らすか、それは自由だと思いますので。

【大戸井委員】わかりました。ありがとうございました。

【庄野委員】今プールの件が出たのですが、去年も話しがあったと思いますが、水温と気温を足した数がある程度以上になったら中止というのは、今年もしていますか。

【森北教育次長】体育主任が測って、水温が高くなった時には、中止にすることがあり

ます。

【庄野委員】今まではそんなに暑くなったのですが、8月になったら中止もあり得るのですね。

【森北教育次長】あり得ると思います。

【坂東教育長】本日の議事が全て終了したので、閉会する旨を告げる。

閉 会

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和元年7月30日

教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教育総務課課長補佐